

社会福祉法人ともかわさき 評議員・役員報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ともかわさき（以下「法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、評議員及び役員の報酬及び手当等並びに費用弁償について必要事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程で役員とは、理事及び監事をいう。

2 役員等において法人からの給与受給者はこの規程から除く。

3 報酬とは、職務の遂行の対価として受け取る財産上の利益であり、費用弁償分は含まれない。

4 費用弁償とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、手数料の経費であり報酬等には含まれない。

(評議員会出席報酬及び費用弁償)

第3条 評議員会に出席した評議員、役員に報酬を支給する。

2 評議員会出席報酬は13,000円とし、即日払いを原則とする。

3 費用弁償として2,000円を支給する。

4 評議員会出席報酬を支給した場合は、特別な場合を除き、同日行われた法人の他の種類の報酬、手当、交通費、日当等は支給しない。

(理事長報酬)

第4条 理事長が法人の業務等を行った場合は報酬を支給する。

2 報酬は1日の業務につき20,000円とする。

3 交通費及び必要経費は別に支給する。

4 報酬の上限は年額4,000,000円とする。

(監事報酬及び費用弁償)

第5条 監査会及び理事会、評議員会に出席した監事に報酬を支給する。

2 監事報酬は1日の業務ごとに対して13,000円とし、即日払いを原則とする。

3 費用弁償として2,000円を支給する。

4 監査報酬を支給された場合は特別な場合を除き、同日行われた法人の他の種類の報酬、手当、交通費、日当等は支給しない。

5 報酬の上限は一人あたり年額500,000円とし、上限には第7条の報酬も含む。

(理事会出席報酬及び費用弁償)

第6条 理事会に出席した理事に理事会出席報酬を支給する。

2 理事会出席報酬は13,000円とし、即日払いを原則とする。

3 費用弁償として2,000円を支給する。

4 理事会出席報酬を支給した場合は、特別な場合を除き、同日行われた法人の他の種類の報酬、手当、交通費、日当等は支給しない。

5 報酬の上限は一人あたり年額500,000円とし、上限には第7条の報酬も含む。

(法人及び施設業務報酬及び費用弁償等)

第7条 理事長を除く評議員及び役員が法人の業務等を行った場合は報酬を支給する。

2 報酬は1日の業務につき13,000円とする。

3 費用弁償として2,000円を支給する。

附 則

この規程は平成8年2月1日から実施する。

この規程は平成12年4月1日から実施する。

この規程は平成20年4月1日から実施する。

この規程は平成23年9月1日から実施する。

この規程は平成27年12月10日から実施する。

この規程は平成29年6月26日から実施する。